

特許力業界地図「YKS Map」データ仕様

1. 使用データ

① Y K 値、Y K 3 値

2016年6月度のY K 値、Y K 3 値を用いています。なお、2016年6月度のY K 値、Y K 3 値は、2016年4月末日までに公開された特許庁「整理標準化データ」から計算されています。

* Y K 値、Y K 3 値については、後述の「Y K 値・Y K 3 値とは？」をお読みください。Y K 3 値は Map 上には表示されていませんが、掲載企業の選定等に使用されています。詳細は後述の「3. メイン企業の選定方法」等をご参照ください。
「整理標準化データ」については（独）工業所有権情報・研修館のホームページをご参照ください。

② 友好関係線、敵対関係線を作成するための情報

友好関係線は2016年4月末日まで。敵対関係線は2016年6月末日までに公開された特許庁「整理標準化データ」を用いています。

③ 上場企業の情報（企業名、上場区分、業種名、時価総額）

2016年6月末日時点のデータを用いています。

2. Map 作成の母集団となる特許および名寄せ方法

① Map 作成の母集団となる特許

日本国内証券市場の上場企業および日本国内外の未上場の株式会社が有する日本国内特許（および特許出願）を母集団とします。

② 上場企業の名寄せ方法

上場企業およびその連結子会社の名義で登録されている特許をその上場企業の特許として把握し、それらの特許からY K 値等を算出し、当該上場企業の名称でY K 値等を表示しています。連結子会社情報については、2016年4月末日時点で入手可能な有価証券報告書、適時開示情報等から収集しています（有価証券報告書等に記載のない連結子会社は集計対象から除外しています）。

③ 未上場企業の名寄せ法方法

Y K 値等を算出するための特許を所有している未上場企業が他の未上場企業の連結子会社等になっている、とインターネット等を利用して判断された場合は、親会社（上記他の未上場企業）の名義に含めてY K 値等を集計し、当該親会社名義でY K 値等を表示しています。また、現存がインターネット等で明確に確認できない企業や、有価証券報告書上には記載がないものの上場企業の連結子会社である可能性が高い、と判断された未上場企業については掲載対象外としています。合併、名称変更を、インターネット等を利用して確認した場合には、合併後、名称変更後の名称を記載しています。

*未上場企業の名称は特許書類の表記ゆれがあるため、中黒、ピリオド、カンマ等は削除し、「い」「イ」等の小さな片仮名および平仮名は、大きな片仮名および平仮名（この場合「い」「イ」）に変換した後の形式で表記しており、正式名称とは異なる場合があります。

3. メイン企業の選定方法

当該技術業種分類（小分類）におけるY K 3 値上位5 0 位以内の企業を母集団とし、当該技術業種分類におけるY K 値上位1 0 社の中から、メイン企業を選定して掲載しています（現存が確認できない企業等の掲載を最後に除外していますので掲載社数が1 0 社未満になることがあります）。また、星の数は上位1 0 社内での当該技術業種分類におけるY K 値の強さを表しています。上位1 0 社内ではY K 値シェアが1 5 %を超える企業は星3つ、8 %を超える企業は星2つ、それ以外は星1つで表示されています。

* Y K 値、Y K 3 値については、後述の「Y K 値・Y K 3 値とは？」をお読みください。技術業種分類については、後述の「Y K S 技術業種分類とは？」をお読みください。

4. サブ企業の選定方法

メイン企業と友好関係または敵対関係を、技術業種分類（小分類）内にて有する企業を選定しています。

* サブ企業とは、メイン企業の周囲に配置されている小枠で囲まれた企業を指します。

* 友好関係の詳細については、後述の「5. 友好関係線（緑色の線）」をお読みください。また、敵対関係の詳細については、後述の「6. 敵対関係線（赤色の矢線）」をお読みください。

5. 友好関係線（緑色の線）

当該技術業種分類（小分類）において、Y K 値を有する特許を2社で共有していること（すなわち、価値の高い発明を共同開発したと推測される）を示す線です。

共有している特許（特許群）の価値が高いほど色が濃くなっていき、マップ中における共有Y K 値が、上位20%以内である共有関係は最も濃い色、上位50%以内である共有関係は中間の濃さの色、それ以下の共有関係は薄い色、の3段階で表示されています。

* 共有Y K 3値が上位100位以内に含まれない共有関係等は記載を省略する場合があります。

* サブ企業同士の友好関係は記載を省略しています。

6. 敵対関係線（赤色の矢線）

当該技術業種分類（小分類）において、特許無効審判等の敵対的な手続きを行った関係にあることを示す線です。2度以上行っている場合は濃い色、1度のみ行っている場合は、薄い色で表示されます。

* サブ企業同士の敵対関係は記載を省略しています。

* 特許無効審判のほか、特許延長登録無効審判、判定、異議申立（新・旧）が集計対象となっています。

7. 更新頻度

本マップの掲載情報は年2回（春、秋）の更新を予定しています。

YK 値・YK3 値とは？

YK 値とは、特許が持つ経済的な競争力（＝経済的価値）を示す指標です。一般に、競合企業にとって脅威となるような特許は、その競合企業から成立の阻止や消滅等を目的とした様々な攻撃を受けることとなります。裏を返せば、たくさんの攻撃を受け、それでも生存している特許ほど稼げる特許（経済的な競争力が高い特許）であるといえます。YK 値は、各特許が受けた攻撃の情報を特許庁データから抽出、その攻撃の規模と質等を分析してポイント付けすることにより、特許 1 件毎に算出されます。

YK3 値とは、各所有特許（および特許出願）に対する権利者の投資度を示す指標です。YK3 値は、権利者が特許取得・維持のために行った手続き情報を特許庁データから抽出、投資規模（特許取得・維持に費やした費用）を分析してポイント付けすることにより、YK 値同様、特許 1 件毎に算出されます。

本マップでは上記 YK 値・YK3 値を YKS 技術業種分類（小分類）ごと・権利者企業ごとに集計し、お示しています。

YKS 技術業種分類とは？

YKS 技術業種分類とは、国際特許分類「IPC」（すべての特許に対して特許庁が付与する技術分類）を基礎として、技術的観点から作成された業種分類です。YKS 技術業種分類では、各企業が有する特許を、上記 IPC をキーとして各技術業種（小分類）と紐づけることにより、各特許の属する技術業種を定めます。

従いまして、複数の分野にわたる特許を有する企業は、複数の技術業種に属することになります。

また、一つの特許が、「ダム・運河・上下水」分野と「水力発電」分野等、複数の分類に属する場合があります。このような場合、当該特許の YK 値が 100 点としますと、この特許を有する企業は各分野でそれぞれ YK 値 100 点を有しているとみなされます。

* YK 値、YK3 値、YKS 技術業種分類はいずれも工藤一郎国際特許事務所が開発しました。